

## 優秀修士論文概要

## 中世ヨーロッパの女性の医学テキストから見る医療

戸田 伶

本稿は、近代産婦人科学成立以前の産婦人科医療を「女性の医学」と設定した上で、中世ヨーロッパの女性の医学テキストに表れる医療を、先行研究を踏まえて丹念に分析した。

先行研究において、近代以前の女性の医学については、社会史や文化史の研究と平行して、フェミニズムや女性史の視点が歩みを大きく進めた側面がある。女性の医療実践に関する研究は、学識のある女性医師という非常に限定された対象からより一般的な女性治療者へと焦点が移っていった。加えて、中世ヨーロッパにおいて学識のある女性医師が非常に限定された存在であったとしても、助産婦や経験知に基づく女性治療師が女性の医学において中心核であったことは医学史の観点からも自明視され、近代に産婦人科医の存在が確立するまで、女性の身体にまつわる医療は女性のビジネスであるという考えが継続することとなった。しかし、1990年代以降、女性だけに研究の焦点を当てるのではなく、ジェンダーという枠組みを導入し、医療と健康の社会史においても男女の差異が論じられるようになってきており、フェミニズムや女性史の枠組みで特に強調されてきた「女性の医療は女性のビジネス」が解体されつつある。

では、このモデルは具体的に、そして時間軸においてどのように解体されていくのか。中世の女性の医学は、医師や助産婦、経験医など多種多様な治療者が入り混じる領域であった。とはいえその様子がテキスト上でどのように表象されているのか、特に女性の医学では、テキストの内容自体に踏み込んで治療方法を検討することは少なく、あったとしても分娩法など助産に関係したものに限っていた。そのため、女性の医学テキストにおける治療者の表象を、先行研究を踏まえて明らかにすること、実際の具体的な治療方法に注目し、中世における維持や変化の様相を捉えることが本稿の目的である。

テキストの分析に突入する前に、中世の女性の医学の枠組みについて概観しよう。中世の医学は、古代ギリシャ・ローマの医学理論を継承している。人間の身体は血液、黄胆汁、粘液、黒胆汁の四体液で構成され、この四体液の割合は個々の人間によって異なるが、生来一つの体液が優勢で、この優勢体液が個人の体質のみならず気質をも決定した。この体液観に従って病気というものは認識される。人間は四体液が正当な組み合わせ、力、量の関係にあるとき、完全に健康であると見なされた。そして四体液の量が不足したり過剰であったり、また混合状態が不完全であったりして体内が不均衡であるとき、病気であると認識されたのである。四体液に対応する四元素には上下関係があり、男性が上位の元素である火と空気に支配され、温と乾の優れた物性を有すが、女性はより下位の元素である水と土に支配され、冷と湿の劣った物性を有した。このような優劣を重視するアリストテレスの考えでは、温と冷は優性と劣性、有能と無能、能動と受動とまで言いかえることができた。しかし一方でヒポクラテスは、温と冷に関する優劣について述べていないのが特徴である。また生殖の仕組みについても、男女とも子に自身の特徴を伝えるとする「two-seed モデル」をヒポクラテス派が支持した一方で、男性のみが子に自身

の特徴を継承できるとする「one-seed モデル」はアリストテレスの考えに基づくものだった。このように古代において発展した性や生殖に関する理論は複雑かつ多様な姿を見せ、中世へと継承されたのである。しかし臨床面では、男性の医師は女性患者に対し、直接身体に触れて診察することが非常に限定されていた。そのため、実際に触診を行ったり軟膏などを塗ったりするのは女性治療師やワイズ・ウーマン、助産婦の仕事であった。男性医師と女性患者の診療では、医師は女性の身体に対して距離を置いていたのである。

分析の対象として設定する中世の女性の医学テキストは、専門書に限定して系譜をたどると、12世紀までの伝統であるヒポクラテス派の『婦人病』とソラススの著作に基づき翻訳・編纂されたムスキオの『Gynaecia』が存在した。そして12～15世紀にかけてサレルノ派医学の流れを汲んだ女性治療師トゥロータが著したとされる『トロトゥーラ』が主流となり、1460年にミケーレ・サヴォナローラが発表した『妊婦と7歳までの子どもの養生』を皮切りに、大学で学んだ医師たちが女性の医学テキストを執筆するケースが増加する。このような系譜のもとで、12世紀から15世紀という大きな時間的枠組みを占め、126のラテン語写本と25の俗語翻訳版およびラテン語の散文、韻文のテキストが特定されている『トロトゥーラ』は中世における女性の医学テキストにおいて最も普及した作品と言える。この『トロトゥーラ』をもとに、女性の医学テキストにおける治療者の表象を分析した。

『トロトゥーラ』という作品は3つのテキストから構成されていると見なされ、その内『女性の病気について』と『女性の美容法について』では、学識のある男性医師が著者として表れてくる。前者は古代の偉大な医師を、後者はサレルノやサラセン人の女性たちを治療法の権威としたことは異なるが、女性患者に触れて行うだろう対処に対して、婉曲的で指示的な表現を述べていたことは、もう一つの『女性のための治療について』との大きな相違点だった。このテキストでは、「私たち」が縫ったり塗布したりすると直接的に表現している。『女性のための治療について』の著者に関する手掛かりは少ないが、作成同時代のサレルノで活躍した医師の名や体液説、マテリア・メディカへの理解があること、そして「触れる」治療の記述から、女性目線で書かれた医療の専門家だろうと考える。加えて、まじないの手法が含まれていたり『女性の病気について』と治療項目が重複しつつも歯や顔の美白などより広範に扱っていたりしたこと、女性が社会生活の中で直面する身体の苦難や悩みを包括的に捉え、民間療法にもなじみがあり、女性の生活と身近に接していた存在だったと窺わせる。それはまた自身が女性であるほうがなし易いだろう。そして治療者という面から、『トロトゥーラ』に臨床場面で登場したのは著者と患者だけではない。「触れない」治療では、逆に「触れる」治療を行うことを前提とするアシスタントの存在が浮かび上がり、「触れる/触れない」治療に照らし合わせるとその者たちは女性であるほうが妥当である。また、女性の医学の中でも、助産とそれ以外の対処において担う人材が異なる様子も見て取れた。医師が書いたと考えられる『女性の病気について』や『女性のための治療について』で扱われる治療を見れば、そこには一般的な助産方法は見られない。そのため、自然分娩に関する知識が助産婦たちの伝統的な領域であったと判断できる。しかし、助産と一手にまとめることはできず、その内難産への対処は医師の担当だった。難産を含め月経異常や美容についても対処する医師は、『トロトゥーラ』の中では決して統一された姿ではなく、その差異が多様な治療者の姿を浮かび上がらせていた。

そしてもう一つの論点である、具体的な治療方法の中における中世が醸成した維持や変化について、上述の女性の医学テキストの系譜をもとに分析を行った。治療方法に焦点を当て、子宮の窒息という現象と死亡した胎児の取り出し方に着目した。ヒポクラテス派の医学に端を発し、『婦人病』に記述され

「子宮の窒息」は、女性の医学の権威の一人でもあるソラススが否定した現象だったものの、翻訳版である『Gynaecia』では記述があったように、中世初期の時点で医師に根付いた考えだった。それは『女性の病気について』にも継承されていたが、『婦人病』の記述と比較すると、そのしくみの説明は簡素となり、身体内部を縦横に動き回った子宮が上方移動のみに限定されているなど、病状自体も縮小していた。それほど子宮の窒息が当然のものとして考えられていたとも捉えられるが、著者の意識や知識による偏りの結果である可能性もあるため、より広範な史料調査が求められる。また、亡くなった胎児を母胎から取り出す処置について、『婦人病』、『Gynaecia』と『トロトゥーラ』の間では違いがあった。前者は服薬や湿布を用いながらも、主に医師が胎内に手を差し込んで位置を調整する回転術や最終的な手段としての切断術が説明された。しかし『トロトゥーラ』における『女性の病気について』も『女性のための治療について』も、回転術や切断術の記述はなく、服薬や湿布などの母体及び胎児に直接介入しない間接的な治療法が述べられていた。難産に分類されるこの処置は、古代ローマ時代の助産婦の仕事とは明確に異なることも相まって、中世では医師、つまり内科医の領域でありながら回転術や切断術は外科医が担当するように変化したと考えられる。

以上のように、中世ヨーロッパの女性の医学テキストでは、まず婦人科医療と産科医療が分かたれ、産科医療の内でも通常産と難産で担う治療者は異なっていた。『トロトゥーラ』においては、通常産以外の女性の医学が助産婦ではなく医師もしくは医療の専門家が扱う領域として描かれ、従来女性の医学研究において想定されてきた「女性の医療は女性のビジネス」という枠組みは、助産が女性の仕事であったとしても、解体されるべきモデルであるとわかる。そして、治療法自身の比較を通じて、中世においてテキストの形を取った対処法は、古代の伝統的な枠組みを継承しつつも、目に見える大きな変化を伴っていた。この変化は、当時の社会における助産婦や内科医・外科医のすみ分けといった女性の医学を取り巻く治療者の変化に適応したものだだったといえる。

## 優秀修士論文概要

## 選帝侯フリードリヒ・ヴィルヘルムとズヴェレニテート

藤井未琴

「強いプロイセン」は、果たしてどの程度まで神話であったのだろうか。かつてプロイセンは「ドイツ統一の立役者」として、ドイツ近代歴史学において極めて肯定的に叙述されてきた。修士論文において取り上げた、「大選帝侯」フリードリヒ・ヴィルヘルム<sup>(1)</sup> (位1640-88年) は特に、上記の「プロイセン国家の創始者」として描かれた<sup>(2)</sup>。しかし、「強いプロイセン」像は戦後のプロイセン史研究においてかなり相対化されてきた。それではそうした「強いプロイセン」は、どこまでが誇張で、どこまでが事実と呼べる事柄であったのであろうか。誇張と事実を切り分けて初めて、フリードリヒ・ヴィルヘルムの治世を鮮明に描き出し、評価することができよう。選帝侯フリードリヒ・ヴィルヘルムは、特に彼の統治における彼の意思の貫徹について、誇張を交えて評価されてきた。では、彼はどの程度まで自らの主張を自らの領地において貫徹させる力を持っていたのであろうか。そして、その力の由来はどこにあったのであろうか。

修士論文ではこの問いに応える一助とするため、プロイセン公国にて開かれた議会 (Landtag) が閉会するまでの時期 (1661~63年) に着目した。この時期を通じて、大選帝侯はプロイセン公国を統治する上でいかなる権利を根拠に統治の正当性を獲得しようとしたのであろうか。分析対象としては1661年から1663年までの議会におけるプロイセン諸身分と選帝侯との交渉において交わされた書簡や議事録等を取り上げた。中でも大選帝侯とその側近との間で交わされた書簡の中に度々登場していた *Souverenitet* (以下、ズヴェレニテートと表記<sup>(3)</sup>) という用語に注目した。史料としては、主に J・G・ドロイゼンが編纂した刊行史料 *Urkunden und Actenstücke zur Geschichte des Kurfürsten Friedrich Wilhelm von Brandenburg*<sup>(4)</sup> (以下 UA と略記) を用いた。ここには大選帝侯の治世における内政、外交、教会、行政、財政、軍事に関する史料が広く収集されている。当該史料集は現在に至るまで、大選帝侯の研究を行うプロイセン史研究者の間では重要な史料集として位置づけられてきた。

修士論文第三章では、選帝侯やその側近らが用いたこのズヴェレニテートという用語が、公文書上の

- 
- (1) いわゆる「大選帝侯」という呼称はフェールベリンの戦い以降の通称であり、著者が入手した史料に現れる用語ではないが、ホーエンツォレルン家にはほかにフリードリヒ・ヴィルヘルムという同名の君主が複数存在すること、そのため彼を特定して呼称する際に混乱が生じる可能性があること、加えて紙幅も考慮して、本稿では選帝侯フリードリヒ・ヴィルヘルムを指して単に大選帝侯と呼称する場合がある。
- (2) Friedrich, K., *Brandenburg-Prussia, 1466-1806: The Rise of a Composite State*, London 2011, p. 3.
- (3) 現代ドイツ語では主権、統治権を表す。日本では通例主権、あるいは宗主権と訳されてきた。Ch・クラーク著、小原淳訳『鋼の王国プロイセン：興隆と衰亡1600-1947：上』みすず書房、2024年。鈴木直志「大選帝侯の政治遺訓：絶対君主の自己認識」、『桐蔭法学』四巻二号、1998年、79-98頁。
- (4) Preußische Kommission bei der Preußischen Akademie der Wissenschaften (Hg.): *Urkunden und Actenstücke zur Geschichte des Kurfürsten Friedrich Wilhelm von Brandenburg*, 23 Bde., Berlin 1864-1930.

どの用語と対応関係にあるのかを検討した。北方戦争中にポーランド王と大選帝侯との間で結ばれたヴェーラウ条約において、選帝侯が獲得した権利は「最高の、そして絶対的な権力を伴う上級支配権 (iure supremi domini cum summa atque absoluta potestate)」と記されていた。その後1661年から開催された議会において、諸身分による承認が争われた当該権利は「直接及び上級支配権 (directum et supremum dominium)」と呼称されていた。他方ズヴェレニテートとは大選帝侯とその顧問官の間の書簡等、あくまで公開される予定のない書簡にのみ使用されていた用語であり、議会で公に用いられることはなかった。この際ズヴェレニテートが諸身分の承認を受けるまでは効力を持ちえないことは、選帝侯とその側近たちの間において共通認識であった<sup>(5)</sup>。議会ではどのようにして諸身分から承認を得るかが大きな課題であると彼らは認識しており、選帝侯もその側近もその承認を得るために苦心していたのである。つまり、大選帝侯やその側近が用いたズヴェレニテートは、上述の直接及び上級支配権を指すというのが妥当であろう。

第四章では、前章の内容を踏まえ、同意権、旧来の特権や自由の全ての継承と維持、諸身分が持つポーランド王への上訴権の三つの軸を考察の中心に据えて、会期中の選帝侯と諸身分の交渉の過程を追った。

第一に、選帝侯は同意権<sup>(6)</sup>に関しては諸身分に十分な保証を与えた。諸身分の要求通り、ヴェーラウ条約で諸身分の承認を得ずに条約が結ばれたことは前例とはされないと約束された。そして、これは選帝侯による保証の変遷を辿っても、選帝侯が諸身分に対して歩み寄っている部分である。そもそも、直接及び上級支配権が有効となるためには諸身分による承認が必要であると、大選帝侯本人やその側近も認識していた。このことから、同意権は議論の前提となっていることがわかる。つまり、この時点のプロイセン公国における政策において、選帝侯らには少なくとも諸身分の同意権全てを剥奪するような算段はなかったことが確認できる。

第二に、旧来の特権や自由の全ての継承と維持に関しては、その中に同意権も含まれるため議論が重なる部分もあるが、同意権と同様に大選帝侯には可能な限り諸身分に対して同意権を認める意図があった。しかし、諸身分は封建的義務及び上級支配権の変更と、ポーランドへの上訴以外のポーランドから付与された特権に関しては維持されるべきであると主張した。加えて、選帝侯にズヴェレニテートを認めれば彼らの自由は奪われると主張していたケーニヒスベルク市は、強硬に選帝侯への「直接及び上級支配権」の承認に反対していた。上位二身分<sup>(7)</sup>が先に「直接及び上級支配権」に同意を与えるに至った後でも、ケーニヒスベルク市民はそうした疑念からも反対を続けた<sup>(8)</sup>。そのため、両者の溝は埋まらず、議論は平行線を辿った。

---

(5) UA, Bd. 15, p. 583. UA, Bd. 16-1, p. 68.

(6) 本稿においては、租税や条約締結、新たな立法等に対して諸身分が同意を与えなければ、それらが有効となりえない権利とする。

(7) プロイセン公国議会においては、第一身分が貴族 (herren) とラントラート (最高評議員 4 名も含む。ラントラートは12人)、第二身分が貴族 (Adel) と騎士 (ケルマーを含む。農村の土地所有者が代表される)、第三身分がケーニヒスベルクと他小都市の都市民。Hartman, S., "Gefährdetes Erbe: Landesdefension und Landesverwaltung in Ostpreußen zur Zeit des Großen Kurfürsten Friedrich Wilhelm von Brandenburg", Heinrich, G(ed.), *Ein sonderbares Licht in Deutschland: Beiträge zur Geschichte des Großen Kurfürsten von Brandenburg (1640-1688)*, (Zeitschrift für Historische Forschung, Beihefte, 8), Berlin 1990, pp. 113-36.

(8) この長い議会ではアクチーゼと呼ばれる、主に都市が負担を受ける物品税の課税も論点になっていた。ケーニヒスベルク市民が強硬に反対していたのにはこのアクチーゼの課税を阻止したいという思惑もあった。

最後に、ポーランドへの上訴権に関しては廃止され<sup>(9)</sup>、選帝侯主導の代替の審理機関が立てられる制度となった。5月1日の選帝侯の議会決議において、この審理機関を運用するための細則も規定されている。選帝侯と諸身分が係争となった場合の制度も規定された。しかし、プロイセン公国諸身分の不服申し立ては最終的には選帝侯に対して行わなければならないことは変わらず、ポーランド王の法廷への上訴の道は断たれることとなった<sup>(10)</sup>。

これらの三つの論点において、大選帝侯と諸身分の妥協のバランスをみると、大選帝侯が不可譲としたのはポーランド王への上訴権の廃止とそれに代わる自身の審理機関の設置であったことがわかる。反対に、それ以外では諸身分の要求が認められている部分が大きかった。同意権は諸身分の要求通り、ほぼヴェーラウ条約以前と変わらず保証されることが約束されている。旧来の特権や自由の全ての継承と維持に関しては、大選帝侯はヴェーラウ条約後の体制において可能な限り、従来通り認める姿勢があった。諸身分の選帝侯の統治への疑念から議論は平行線を辿ったが、書面上は選帝侯が諸身分の要求を広く認めている様子が確認できる。

以上を踏まえると、大選帝侯がプロイセン公国における直接及び上級支配権、ひいてはズヴェレニテートと彼らが呼んだ権利を確保するにあたって重視していたのはポーランド王への上訴の禁止であると考えられる。すなわち、彼らの言うズヴェレニテートには、自身よりも上位の支配者が存在しないことが重要な要素になるのではないか。しかし、何故選帝侯が上訴権の廃止にこだわっていたのかの理由については、明らかにすることができなかった。この課題も含め、大選帝侯が用いたズヴェレニテートという用語をさらに紐解いていくためには、ポーランド王冠史料、ジェチポスポリタ対外交渉史料他、多数のポーランド史料群を読解する必要があるだろう。そうした史料群の読解については、本研究の今後の課題としたい。

---

(9) ヴェーラウ条約9条に「臣民たちは自らの苦情をポーランド王および王国へ持ち込むことは一切できず、また彼らによって受理されることもない。」と規定された。Dolezel, S., Dolezel, H., (eds.), *Die Staatsverträge des Herzogtums Preussen*, Veröffentlichungen aus den Archiven Preussischer Kulturbesitz, Band 4, Köln, 1971, p. 188.

(10) UA, Bd. 16-1, pp. 418-25.